

平成 17 年 4 月 21 日
内閣官房情報セキュリティ対策推進室

内閣官房情報セキュリティセンター (NISC) の設置について

1. 来る 4 月 25 日、「内閣官房情報セキュリティセンター (NISC ; National Information Security Center)」を設置することを決定いたしました。
2. 昨今、政府機関などへのサイバー攻撃や、個人情報などの情報漏洩事件が多数報告されています。IT が社会の隅々まで利用される中で、こうした問題への対処を含め、情報セキュリティ確保への取り組みを強化していくことは、政府における喫緊の課題です。政府では、「情報セキュリティ問題に取り組む政府の役割・機能の見直しに向けて」(平成 16 年 12 月 7 日 IT 戦略本部決定;別添参考資料 1 参照)^()に基づき、情報セキュリティ問題に関する我が国の中核機関(ナショナル・センター)の創設の準備を進めてきたところです。

() IT 戦略本部情報セキュリティ専門調査会に設置された情報セキュリティ基本問題委員会(委員長;金杉明信日本電気(株)代表取締役 執行役員 社長)の「第 1 次提言」(平成 16 年 11 月 16 日発表)を受け、政府として正式に取り組む施策について、IT 戦略本部決定したものです。

3. 「内閣官房情報セキュリティセンター (NISC)」は、現在の内閣官房情報セキュリティ対策推進室を強化・発展させ、内閣官房の安全保障・危機管理担当副長官補をセンター長として設置します。
4. 「内閣官房情報セキュリティセンター (NISC)」の主な機能は以下の通りです。詳細は、別添参考資料 2 をご参照下さい。
 - (1) **情報セキュリティ政策に関する基本戦略の立案**
 - 情報セキュリティに関する基本戦略(中長期計画、年度計画)の立案
 - 横断的政策事項に関する国際窓口
 - 政府機関における情報セキュリティ人材の育成・確保 等
 - (2) **政府機関の総合対策促進**
 - 政府統一的な安全基準の策定とそれに基づいた評価 等

(3) **政府機関の事案対処支援**

- 脆弱性情報や攻撃情報等の情報収集・分析・判断(政府機関等との連携)
- 事案発生時(そのおそれがある場合)の対処策の策定 等

(4) **重要インフラの情報セキュリティ対策**

- 当面は、「重要インフラのサイバーテロ対策に係る特別行動計画」(平成 12 年 12 月情報セキュリティ対策推進会議決定)等に定められた現行業務を遂行
- 新たな機能等については、情報セキュリティ基本問題委員会「第2次提言」(近日公表予定)の結果を踏まえ、別途検討

5. 「内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)」は、平成 18 年度に本格稼働させる予定ですが、平成 17 年度は第1次稼働として、喫緊に取り組むべき課題(第1次中長期計画の策定、政府統一的な安全基準(初版)の策定とそれに基づいた第1回目の評価、事案対処における対応能力の強化(関係機関との連携強化等))に取り組む予定です。

(参考)「内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)」の開設式を、平成 17 年 4 月 25 日(月)に執り行う予定です。詳細については、下記連絡先までお問い合わせください。

【本件に関する問い合わせ先】

内閣官房情報セキュリティ対策推進室
山口補佐官、大矢参事官、山崎
電話 03-3581-3768(室直通)

情報セキュリティ問題に取り組む政府の役割・機能の見直しに向けて

平成 16 年 12 月 7 日

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定

情報技術は、今や産業・経済活動から国民生活、行政活動に必要不可欠な社会基盤にまで発展した。今後、この社会基盤が健全な発展を遂げていくためには、その安全性及び信頼性等の確保を図るべく情報セキュリティの確保が必須である。こうした中、昨今、個人情報をはじめとした重要情報漏洩事案や国民生活・経済活動を支える重要インフラにおける情報システム障害事案の発生等、情報セキュリティの問題への取り組みの不足が国民の生命・財産の損失につながりかねないリスクは日に日に増大する傾向にあり、政府としても早急に抜本的な対策に着手すべき時期にある。

かかる認識に立って、情報セキュリティ専門調査会情報セキュリティ基本問題委員会「第1次提言」(平成 16 年 11 月 16 日)を踏まえ、以下を基本に、政府の現在の情報セキュリティ問題への取組み及び体制を見直し、拡充を図る。

1. 政府としての「情報セキュリティ政策に関する基本戦略」の策定・推進等、及びそのための体制整備(「情報セキュリティ政策会議(仮称)」の設置)

1)我が国における行政機関、民間企業、個人等における情報基盤の構成要素の安定的・継続的な稼働を図るために実施される情報セキュリティ政策に関する基本戦略の策定・推進等の機能を強化するとともに、2)各府省庁が自ら保有する情報基盤の情報セキュリティを確保するために実施する情報セキュリティ対策に係る安全基準の策定・推進等の機能を強化する。

具体的には、主に以下の機能を有する体制を、可能な限り早期に整備することとし、そのため、IT 戦略本部に、「情報セキュリティ政策会議(仮称)」(以下、「会議」とする)を設置することを検討する。

情報セキュリティ政策に関する基本戦略(中長期計画及び年度計画)の策定

基本戦略に基づいた情報セキュリティ政策の事前評価の実施

情報セキュリティ政策の事後評価の実施とその結果の公表

情報セキュリティ対策に係る政府統一的な安全基準の策定

上記安全基準に基づく評価の結果を踏まえた各府省庁の情報セキュリティ対策に対する勧告の実施

年度途中での緊急事態対応に向けた取組みの実施

2. 政府全体としての情報セキュリティ対策の統一的・横断的な総合調整機能の強化等、及びそのための体制整備(「国家情報セキュリティセンター(仮称)」の設置)

1)政府全体としての「情報セキュリティ政策に関する基本戦略」の策定・推進を円滑に行うとともに、2)各府省庁が自ら保有する情報基盤の情報セキュリティを確保するために実施する情報セキュリティ対策促進のための、政府としての統一的・横断的な総合調整機能を強化する。

具体的には、主に以下の業務を行う体制の整備として、現在の内閣官房情報セキュリティ対策推進室を強化・発展させ、内閣官房に、「国家情報セキュリティセンター(仮称)」(以下、「センター」とする)を設置し、可能な限り早期に、段階的に活動を開始する。

なお、その業務や人員構成等について、1)各府省庁の機微な情報システムに対する評価、2)各府省庁からセンターに提供される情報の取扱い等への十分な配慮を行うため、所要の措置を講じる。

また、各府省庁の情報セキュリティ担当職員の一部を、各府省庁の業務を本務としつつ、センターと各府省庁の連絡調整担当(リエゾン)としても活動すべく、センターに併任することを検討する。

基本戦略の立案

会議の事務局として、各府省庁が推進する情報セキュリティ政策の総合的把握及び総合調整を行い、我が国全体の情報セキュリティ政策に関する基本戦略(中長期計画及び年度計画)の案を作成する。また、基本戦略を適時適切なものとするため、諸外国の情報セキュリティ政策の総合的把握等、必要な情報の収集・分析を行うとともに、政策事項に関する国際的窓口及び広報窓口として機能する。

政府機関の総合対策促進

会議が策定する情報セキュリティ対策に係る政府統一的な安全基準の案の作成と当該基準に基づく評価作業の実施、評価に基づいた勧告案の作成と、当該勧告への対応を促進する。この際、安全基準の定期的な見直しのために必要な情報の収集・分析、政府職員の人材育成・人材確保及び希望する各府省庁に対する安全なシステム設計支援に向けた取組みを推進する。

政府機関の事案対処支援

各府省庁に対して脆弱性情報等早期警戒情報を提供するための起点として機能するとともに、各府省庁における被害情報等の把握と原因分析を行い、事案対処に資する情報を各府省庁に提供する。その際、関係機関(警察庁サイバーフォース、NICT、IPA、Telecom-ISAC、JPCERT/CC等)との連携を強化する。

3. 詳細設計のための検討

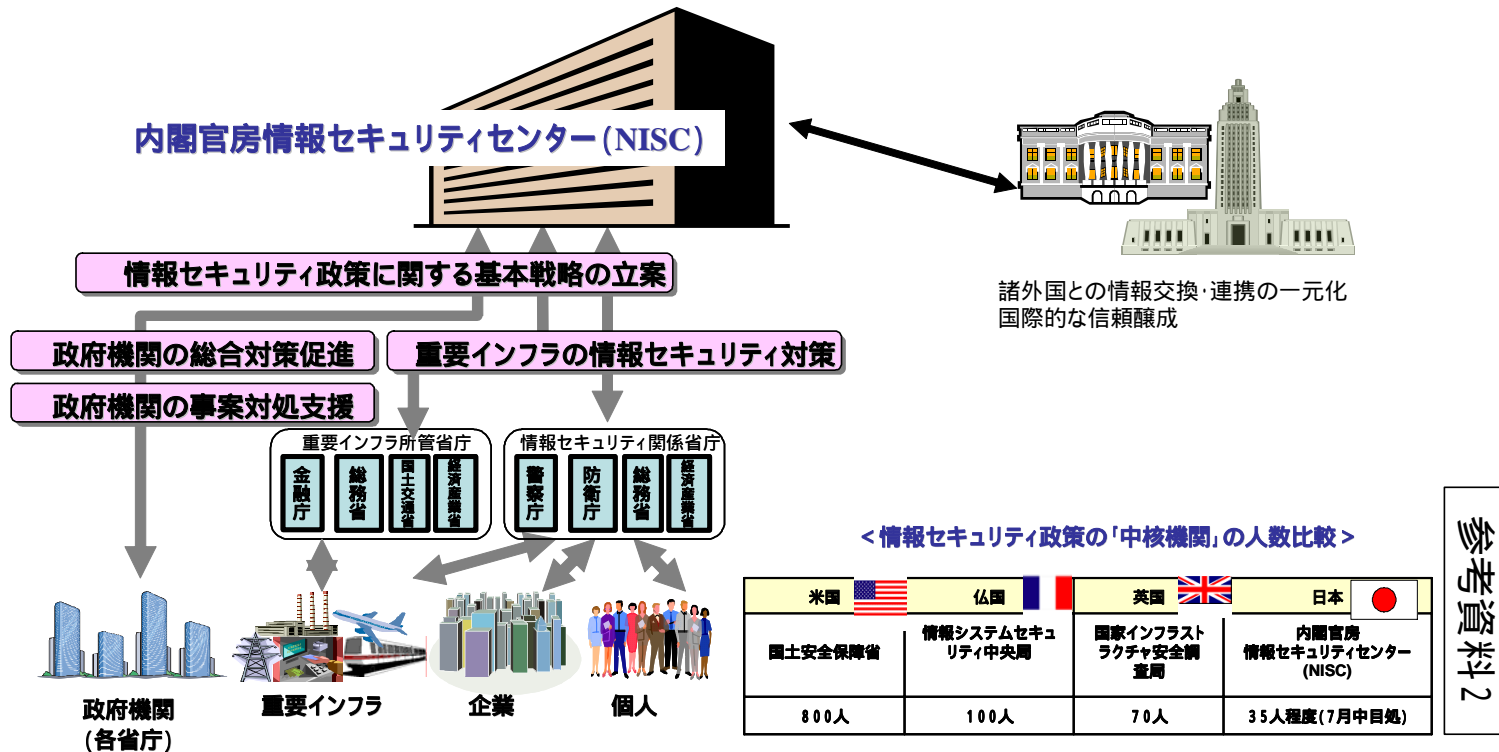
平成17年早々にも、内閣官房情報セキュリティ対策推進室を中心に、会議の構成員、センター業務や人員構成、段階的に活動を開始する業務等について具体的かつ詳細に検討するためのプロジェクトチームを発足させ、各府省庁との調整を経て、速やかに結論を得る。

なお、上記で提示したセンターの機能は、情報セキュリティ専門調査会情報セキュリティ基本問題委員会「第1次提言」を踏まえた範囲内でのものであり、今後同委員会からなされる提言を踏まえ、各府省庁との調整を経て、センターにて取り扱うべき業務が付加される可能性がある。

以上

内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)の設置について

- 「情報セキュリティ問題に取り組む政府の役割・機能の見直しに向けて」(平成16年12月7日IT戦略本部決定)を受け、**平成17年4月25日、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC; National Information Security Center)を設置。**
- 情報セキュリティ問題に関する**我が国の中核機関(ナショナル・センター)としての活動を開始。**



「内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)」の機能について

- 「内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)」は、以下の機能を実装。**平成17年度に段階的に活動を開始しながら、平成18年度に本格稼働**することを目標とする。
- これにより、我が国の情報セキュリティ政策の統一かつ効率的な遂行を可能とするを目指す。

情報セキュリティ政策に関する基本戦略の立案

- 情報セキュリティに関する基本戦略(中長期計画、年度計画)を立案
- 情報セキュリティに関する研究開発・技術開発戦略の立案
- 横断的政策事項に関する国際窓口・国際戦略立案
- 横断的政策事項に関する広報・普及啓発
- 政府職員の人材育成・人材確保

<平成17年度に着手予定の主要事項>

- 第1次中長期計画の策定
- 平成18年度各省庁情報セキュリティ関連施策の重点事項の策定
- 新規政策事項の立案

政府機関の総合対策促進

- 政府統一的安全基準案の策定
- 安全基準に基づいた各省庁の情報セキュリティ対策の統一的评价の実施
- 各省庁に対する安全なシステム設計支援

- 政府統一的安全基準(初版)の策定
- 政府統一的安全基準(初版)に基づいた第1回目の統一的评价の実施

政府機関の事案対処支援

- 脆弱性情報、攻撃情報等の情報収集・分析・判断(関係機関等との連携強化)
- 事案発生時(そのおそれがある場合)の対処策の策定と対処支援
- 対応マニュアル等の策定

- 情報収集・分析機能の強化
- 関係機関との連携強化

重要インフラの情報セキュリティ対策

- 当面は、「重要インフラのサイバーテロ対策に係る特別行動計画」(平成12年12月情報セキュリティ対策推進会議決定)等に定められた現行業務を遂行
- 新たな機能等については、情報セキュリティ基本問題委員会「第2次提言」(近日公表予定)の結果を踏まえ、別途検討。